

## 北海道社会福祉学会 研究助成事業規程

### 第1条（趣旨）

この規程は、北海道社会福祉学会研究助成事業の運営に関し必要な事項を定める。本研究助成事業は、北海道社会福祉学会の事業計画に基づき、社会保障や社会福祉、ソーシャルワーク研究等の推進に寄与すると考えられる研究奨励及び研究者育成を目的として行う。

### 第2条（選考基準）

選考基準は、次のとおりとする。

- 1) 北海道社会福祉学会に在籍している者（ただし B 会員を除く）を対象とし、その研究内容が社会福祉研究において有益で貢献が認められること。
- 2) 申請時、同一の研究テーマで他の研究助成を受けていない者とする。

### 第3条（選考委員会）

選考委員会は、次のとおりとする。

- 1) 選考委員会は、北海道社会福祉学会の中から会長が指名したもので構成される。なお委員長は委員の互選とする。
- 2) 選考委員は、原則として複数名で構成する。
- 3) 選考委員の任期は2年とする。（再任は妨げない）

### 第4条（選考手順）

選考手順は、次のとおりとする。

- 1) 選考委員会の合議により候補者を選考する。
- 2) 選考委員会は、5月末日までに候補者を選考し、選考結果を6月初旬に北海道社会福祉学会理事会に提出する。

### 第5条（会議費および事務費）

選考に関する会議費および事務費等は北海道社会福祉学会会計にて運用する。

### 第6条（助成金）

助成額および対象人数については、次のとおりとする。

研究助成 1件につき10万円

対象件数 2件以内

## 第7条（その他）

本事業の運営等に関して、次のとおりとする。

- 1) 助成を受けた者は、原則として採択年度から2年以内に機関誌「北海道社会福祉研究」へ投稿することで、その研究成果を報告するものとする。また、可能な限り、研究大会においても発表を行うものとする。北海道社会福祉研究への投稿がない場合、助成金の返還を求める。
- 2) 助成金の活用は助成年度内とし、会計報告は当該年度の3月末までに必着とする。
- 3) 研究助成の採択は原則として1回を限度とする。

## 第8条（改廃）

この規程の改廃は、北海道社会福祉学会理事会の議を経て行う。

## 附則

- 1.この規程は、令和3年6月3日から施行する。